

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

1. 改正の趣旨

地方税法等の一部改正及び同法施行令等の一部改正に伴い、関係税目の細目について、所要の規定の整備等を行うもの

2. 主な改正の内容

- 不動産取得税、固定資産税等に係る非課税措置及び課税標準の特例措置等について、特例の対象となる土地・建物等の細目を定めること
- 自動車取得税、軽油引取税等の一般財源化に対応した所用の規定の整備を行うこと
- 地方道路譲与税法施行規則の名称を地方揮発油譲与税法施行規則に改めること

3. 施行期日

原則として、平成21年4月1日